

## 広島県告示第四百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
自然現象の種類	原因となる自然現象の発生原因		
瀬野町下瀬野(四三五一)(五二隣)	瀬野川支川 崩壊 急傾斜地の	表区域 示の	広島県広島市安芸区瀬野町地内
瀬野川支川 (五二隣)	土石流	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
瀬野町下瀬野(四三五一)(五二隣)	瀬野川支川 崩壊 急傾斜地の	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。	土砂災害特別警戒区域
瀬野川支川 (五二隣)	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。